

改正
小學作法書

中野豐記
中澤中編輯
貳



明治十八年

九月九日 内務省贈付
小學作法書卷の二



松岡明義校閲

中野豊記

中澤 中

編輯

りども、決して作法をみだるべからず、
人の知らざる、所を重んじて、常に作法を
守らざる人は、行儀よき者といふこと
能はず、

父母の器具ハ勿論假令兄弟の物たりとも、妄に使用すべからば、

人の器具を借らんとする時、必ず其兼諾を受くべし。

借りたるものは大切に用ひ、用事終らば、速に之をかつき返すべし。

人の物を強て借らんとし、返さざれば、人の物を羨して、妄に之を乞ふべから

ず、

我物たりとも、妄に之を人に與へ、又、人と易ふべからば、

我よも、小きものより、妄に物を貰ふべからば、

道にて拾ひたるものハ、必ず父母に出すべし。

書物ハ、丁寧に扱ひ、或ハ破り、或ハ汚き

づからば、

書物玩具等、常に置處を定めおくべし、
総ての器具、常に大切お取扱ひ用ひ畢
らば、元の處お收め置くべし。
父母の愛する物ハ、ことお心を用心べ
し、
客ある時ハ、假令笑しきことありとも、
決して笑ふこと勿き、

兄弟争たむを、おまづべしからば、

障子襖などの、透間よりのぞくべしから
ず、

客の容態言語等を、評まづべしからば、

酒又ハ、飯などの、出たる時ハ、決して其
室に入らばからば、

給仕お出でたる時ハ、食物に目を付け
又ハ、菓子などを乞ふべからば、

若し、食物を興へらるるとも、其席ふて、
食ふ處のらに、

往来して、土、石、或ハ雪等を投げ、又ハ棒
を、弄ぶべからず、

道中に、雪を積み、又ハ穴を穿つべから
に、

道に集りて、往来の妨をなむべからに、
犬を打ち、又ハ、噛合すべからに、

塀、又ハ、圍等に、落書きすべからに、
田畑、又ハ、園の中に、入る處あらず、
妄ふ、草木の、枝を折り、花を摘むべから
に、

道路、庭園等に、塵芥を、散すべからに、
供達の、家に行きたる時と、歸るときは、
家内の人に、拜禮すべし、
若し、食事、始まらんとする時ハ、速に、家

に歸るべし、

衣服、手足などの汚れたる時に、其まゝ

家におあがるべからば、

人の家まで、障子、襖などの透間をのぞ

くづからば、

総て、器具は、妾に、手を觸れ、又ハ弄ぶ

べからば、

人の家お行きてハ、帽子、襟巻等を座敷

に持ち入るべからば、

席にありてハ、彼方、此方を見廻すべか

らば、

道具、食物等の善悪を、いふべからば、

人の前ふて、又ハ、伸などを、あすべの

らば、

坐したる時に、體を直くして、兩手を、膝

の上にお置くべし、

足を横ふ出して、膝をくづむこと勿れ、起つには、先づ、兩足を爪だて、徐ふ體をねとすべし。

立ちたるるときは、體を直くし、兩手を股の上ふ着くべし。

坐するに、先づ、膝をつきて、後ち、腰をすうべし。

膝をほくふ音を、出むこと勿き。

椅子によりたる時、體を正しくし、
兩手を、膝の上ふ置くべし。

椅子ふ着くに、其左の方めて、拜禮し、
静ふ進みて、腰をかくべし。

椅子を、もきし、時に會釋して立ち、左
の方ふ退き、拜禮して、還るべし。

尊長の前ふ進み出るおを、兩手を、股に
着け、静に歩むべし。

歩む小ハ、腰をすゑて、静小進むべし。
尊長の前より、退く時ハ、上座の方へま
はるべし。

火爐に入るにハ、静小坐し、又出づる時
ハ、跡を弄ほまべし。

足をあたくむるおも、人の前より出まべ
からば、

火鉢に手をあたくむるにも、縁へ肱
を掛くべからば、

朝起きたる時ハ、必ず盥ひ、嗽ぎ、髪を梳
まべし。

寢所に在りてハ、枕をもち、又ハ展轉
すべからば、

寢所小ありて、物を食ひ、又ハ談笑を
からば、

何程あたまき時なりとも、襯衣ハ、必だ纏

ふ癒し、

大なる物、重き物は、必ず、両手ふて、持つべし、

湯又ハ、水などの、入たる物を、持つ時ハ、其中を見て、おぼえこと勿れ、

土瓶、薬罐等を、懸け、又ハ、卸す時ハ、心を用ひて、静ふをまべし、

物を持ちて、歩む時ハ、能く、足もとを、心ほくべし、

小學作法書卷の二終

版權免許

明治十六年十一月六日

明治十七年五月廿八日改題御届
全 十八年一月十日改正御届

編輯人

福島縣平民

中野豐記

新鴻縣新鴻區學校町通貳番丁廿四番地

全

新鴻縣士族

中澤中

全縣全區西大畑通貳番丁十三番地

出版人

全縣平民

井筒駒吉

全縣全區古町通貳番丁三十三番地

全

全

目黒十郎

全縣古志郡長岡表四丁九番地

